

報道関係者各位

県内における野鳥監視重点区域の解除について

飯豊町内で令和5年4月20日に回収した死亡野鳥から高病原性鳥インフルエンザウイルスが検出されたことに伴い、環境省が指定した野鳥監視重点区域（回収地点の周辺10km圏内）は、その後、当該区域内での野鳥の大量死等が確認されなかったため、5月18日（木）24時に解除されました。

○ 県の対応

本県での野鳥監視重点区域の解除に伴い、全国でも当該区域が全て無くなることを受け、本日付けで環境省が野鳥のサーベイランスの全国対応レベルを「レベル1」に引き下げるため、県の警戒レベルもレベル4から1に引き下げます。

なお、今後も市町村及び関係機関に対し、野鳥の大量死等の異常に関する情報提供の要請を継続します。

【問い合わせ先】

環境エネルギー部みどり自然課
課長補佐（野生生物対策担当）鈴木
電話 023-630-3042

〔報道監〕 環境エネルギー部次長 荒木